

厚生労働大臣が定める事項などについて

2026 年 8 月

1. 厚生労働大臣が定める揭示事項

■保険薬局である旨

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。

■調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。

- ・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認

処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。

- ・服薬状況の確認と説明

薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。

- ・継続的なフォローアップ

薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。

■調剤報酬点数表の一覧等

日本薬剤師会作成の点数表です。以下をご参照ください。

https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/pharmacy-info/2026/20260402_01.pdf

■明細書の発行状況

当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

2. 保険外負担について

令和6年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。

3. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規定

当薬局が行う指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関

する事項を定めます。

1. 目的

要介護又は要支援状態にあり（以下「利用者」という）であって、主治医等が指定居宅療養管理指導等の必要性を認める場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことができるよう、当事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

2. 運営方針

①利用者さまがその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

②居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

③利用者さまの療養に資する等の観点から、当該利用者さまに直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者さま、またはそのご家族の秘密を他に漏らすことは致しません。

3. 職員等の体制

「薬局検索」にて、ご利用薬局の情報をご確認いただけます

4. 営業日及び営業時間

「薬局検索」にて、ご利用薬局の情報をご確認いただけます

5. 通常の実施地域

「薬局検索」にて、ご利用薬局の情報をご確認いただけます

6. 利用料

①居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

②居宅療養管理指導等の実施前に、ご利用者さままたはそのご家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることと致します。

7. 緊急時・事故処理の体制

①緊急時は必要に応じご利用者さまの主治医または医療機関に連絡を行うなどの対応を致します。

②居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が生じた場合には、速やかにご利用者さまの後見人及び、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 秘密保持

従業者は正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者さま又はそのご家族に関する秘密を保持致します。

9. 苦情処理等

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。